

近年の添加物の指定状況

国際汎用添加物の指定

国際汎用添加物とは

JECFAで国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲内で安全性が確認されていること
かつ、
米国及びEU諸国等で使用が広く認められており、国際的に必要性が高いと考えられるもの

【食品添加物として指定された30品目】

- 平成16年度: 1品目 (ステアリン酸カルシウム)
- 平成17年度: 3品目 (亜酸化窒素、ヒドロキシプロピルセルロース、ナタマイシン)
- 平成18年度: 3品目 (アルギン酸塩類(3品目))
- 平成19年度: 6品目 (Lアスコルビン酸カルシウム、ポリソルベート(4品目)、ケイ酸カルシウム)
- 平成20年度: 13品目 (水酸化マグネシウム、加工デンプン(11品目)、ナイシン)
- 平成22年度: 4品目 (ステアロイル乳酸ナトリウム、ソルビン酸カルシウム、ケイ酸マグネシウム、L-グルタミン酸アンモニウム)

事業者の申請に基づく添加物の指定

- 平成19年度: 3品目 (トコフェロール酢酸エステル、d- α -トコフェロール酢酸エステル、ネオテーム)
- 平成23年度: 1品目 (フルジオキシニル) 11月11日現在